

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成 20 年 11 月 8 日

株主および登録株式質権者 各位

大阪市西区阿波座二丁目 1 番 4 号
住友電設株式会社
取締役社長 菅 沼 敬 行

当社は、平成 20 年 7 月 28 日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、発行する当社普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が取扱うことに同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法の施行に際し、同法附則第 8 条第 1 項に定める通知対象株主等（株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様）のために、当社は、同法附則第 8 条第 4 項前段に規定する口座（特別口座）の開設の申出を次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

住 所 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
名 称 住友信託銀行株式会社

2. 特別口座に関する機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後遅滞なく、機構に対し同法附則第 8 条第 5 項に規定する事項（開設した特別口座、および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を通知いたします。

以 上

(注)「特別口座」とは、株券電子化制度の実施に伴い、機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。